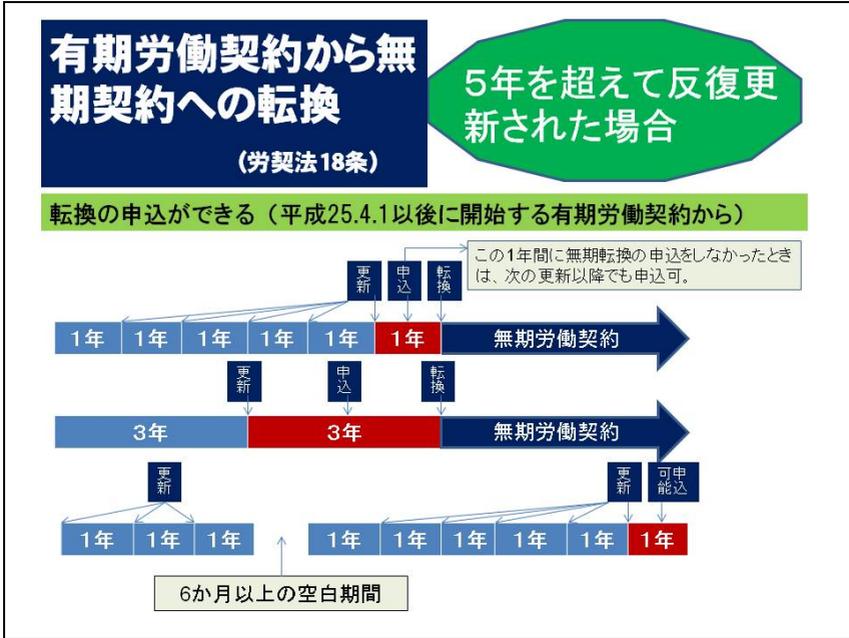


2-8 有期労働契約の無期契約への転換（労契法 18 条）



一の使用者ととの間で有期労働契約が5年を超えて反復更新された場合は、労働者が無期労働契約への転換を申し込めば、使用者はその申し込みを承諾したものと見做す。

同一の使用者とは、法人であれば法人そのものを指す。

形式的に使用者を変える等の法の潜脱では同一の使用者は失われない。あらかじめ、無期契約への転換を放棄させることは無効である。

無期転換後の労働条件は、特約のない限り直前の契約を同一となる。

6か月間以上のクーリングオフ期間がある場合は、契約期間の通算は行われない。

雇用形態・年齢のいかんにかかわらず本条の適用がある。

無期労働契約への転換（本条）は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする有期労働契約に適用される。従って、同日前の有期労働契約は通算契約期間に算入されない。